SIC規程　SIC552

SIC分科会運営細則（赤字：改訂部）

一般社団法人システムイノベーションセンター

(目的)

1. 本規定は、SIC実行委員会規定の分科会・WG等の活動に関する運営の細則を定めたもので、運営に必要な事項を定める。

（主査の役目）

1. 主査は学術協議会委員から実行委員会が選出し、理事会の承認を受ける。

（活動）

1. 会期は最大~~1年半~~２年を原則とする。~~例外的には２年を越えての延長を許す~~
2. 分科会員は主としてSIC企業委員から選出するが、若干名の外部学識経験者を委員に加えることができる。

（外部団体との連携活動）

1. センター外部の企業・組織から共同研究を申し込まれた場合は、その内容が分科会の趣旨に適合するかを分科会側で検討して実行委員会の承認を得るものとする。

また、共同研究に必要な費用は主要な部分は外部団体が負担する。必要に応じて、NDAを締結するものとする。

実行委員会の承認を得た外部団体のメンバーは共同研究にかかわる分科会活動に　参加することが出来る。

1. 分科会は~~最低~~一カ月に一度以上の会合を行うことを原則とする。
2. 分科会会合開催に関するするロジ（日程調整・出席案内・会場予約・当日案内など）は分科会事務局が独自に行う。会場の予約についてSIC事務局の支援が必要な場合は申し出ることができる。

（知的財産の取り扱い）

1. 分科会活動の中で得られた知的財産の権利については、原則としてSICはその権利を主張しない。ただし、個々の案件について，共同で保有する場合はこの限りではない。

(活動報告）

1. 分科会は最終報告を会期終了から１カ月以内に実行委員会に提出する。

２）分科会は会期１年~~になるとき~~ごとに、中間報告を実行委員会に提出する。

(議事録）

1. 分科会事務局は、会議の実施報告を所定の形式に従ってSIC事務局に提出する。

(謝金）

1. SIC事務局はその提出を待って主査およびその事務サポータに謝金を支払う。
2. 主査へ謝金は一回２万円、サポータへの謝金は一回１万円とする。
3. 報告書執筆にかかわる謝金は、報告書の態様に応じて支払う。

(改変)

1. この細則の変更は、実行委員会の承認を必要とする。

附　則

１　この細則は、２０１９年６月１日から施行する。

２．２０１９年１２月１１日　第５条を追加。

３．２０２０年３月２４日　　第８条を追加

４．２０２１年１２月１日　第３条を改訂、その関連部分の軸を改訂。